

(0734300050-0)

令和 7 年度 施工

工 事 () 設 計 書

工 事 場 所

鳥取市 上味野 地内

工 事 名

岩崎橋水管橋塗装塗替工事

工 期

着 工 令 和 年 月 日

完 成 令 和 年 月 日

鳥取市水道局

変更設計金額

工事金

円

元設計金額

< 概要 >

【岩崎橋水管橋】

塗装塗替	導水管	STPY 1100A	L=35.9m	A=180m ²
	送水管	STPY 1100A	L=35.9m	A=180m ²
	放流管	SP 150A	L=37.1m	A= 19m ²
	歩廊ほか	一式		A=114m ²

積 算 情 報 表

(0734300050-0)

P. 4

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準 ^{パターン}	48:令和7年度国交省基準(R7.6適用) (消費税10%)		
設計年度	令和07年度		
単価適用地区	03 鳥取市		
単価適用日付	令和07年08月15日 (07)		
適用率	03 構造物工事 (浄水場等)		
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下		
共通仮設費補正	補正しない		
週休2日補正	1:月単位の週休2日		
(週休2日)交替制工事	なし		
(週休2日)共通仮設費係数	1.01		
(週休2日)現場管理費係数	1.02		
(週休2日)機械経費係数	0		
(週休2日)労務単価係数	1.02		
(週休2日)市場単価係数	適用する		
現場環境改善費	計上しない		
現場環境改善費地域			
現場管理地域補正	補正しない		
熱中症対策補正	なし		
契約保証費率	金銭的保証		
豪雪補正	補正有		

本 工 事 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接工事費				式	1			
	共通仮設費				式	1			
		処分費等			式	1			
		処分費等対象額			式	1			
		処分費等(3%超過分)			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	純工事費				式	1			
	現場管理費				式	1			
		対象額			式	1			

本 工 事 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
		率計算分			式	1			
	工事原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			
	工事価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			
	本工事費				式	1			

第1号		塗装塗替工 1式当たり内訳書					STPY、SP 1100A、150A	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
橋梁塗装工		式	1					
塗替塗装	素地調整	m2	493				第1号単価表	
塗替塗装	下塗り塗装	m2	493				第2号単価表	
塗替塗装	中塗り塗装	m2	493				第3号単価表	
塗替塗装	上塗り塗装	m2	493				第4号単価表	
橋梁足場工		式	1					
主体足場	パイプ吊足場 設置・撤去	m2	120				第5号単価表	
シート張防護工(側面)		m2	100				第6号単価表	
交通整理員(交通誘導員B)	昼間勤務	人・日	4				第7号単価表	
合 計		式	1					

第1号

塗替塗装 1m2当たり単価表

素地調整

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
昼間_塗替塗装【材工共】	素地調整 3種ケレンB 時間的制約なし	m2	1				月単位
諸雑費		式	1				
合 計		m2	1				
施工時間 区分	A = 01 昼間施工 B = 02 素地調整			補正係数K1, K2, K3, K4H = 01			時間的制約なし
規格・仕様(素地調整)	C = 04 3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)			時間的制約I = 01			時間的制約なし

第2号		塗替塗装 1m2当たり単価表					下塗り塗装	
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要	
昼間_塗替塗装【材工共】	下塗り_弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層) はけ・ローラー, 時間的制約なし	m2	1				月単位	
諸雑費		式	1					
合 計		m2	1					
施工時間 区分	A = 01 昼間施工 B = 04 下塗り塗装	規格・仕様(下・中・上塗り塗装) 補正係数K1, K2, K3, K4		F = 01 はけ・ローラー H = 01 時間的制約なし				
規格・仕様(下塗り塗装)	D = 02 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(2層)			I = 01 時間的制約なし				

第3号

塗替塗装 1m2当たり単価表

中塗り塗装

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
昼間_塗替塗装【材工共】	中塗り_弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用_淡彩 はけ・ローラー, 時間的制約なし	m2	1				月単位
諸雑費		式	1				
合 計		m2	1				
施工時間 区分	A = 01 昼間施工 B = 05 中塗り塗装	規格・仕様(中・上塗り塗装) 補正係数K1, K2, K3, K4	(2) H = 01	G = 02 淡彩 +			
規格・仕様(中・上塗り塗装)(1) 規格・仕様(下・中・上塗り塗装)	E = 02 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 F = 01 はけ・ローラー			時間的制約I = 01 時間的制約なし			

第4号

塗替塗装 1m2当たり単価表

上塗り塗装

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
昼間_塗替塗装【材工共】	上塗り_弱溶剤形ふっ素樹脂塗料_淡彩 はけ・ローラー, 時間的制約なし	m2	1				月単位
諸雑費		式	1				
合 計		m2	1				
施工時間 区分 規格・仕様(中・上塗り塗装)(1) 規格・仕様(下・中・上塗り塗装)	A = 01 昼間施工 B = 06 上塗り塗装 E = 03 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 F = 01 はけ・ローラー			規格・仕様(中・上塗り塗装)(2) 補正係数K1, K2, K3, K4H = 01 時間的制約I = 01	淡彩 + 時間的制約なし		

第5号

主体足場 1m2当たり単価表

パイプ吊足場
設置・撤去

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
橋りょう特殊工		人	0.049				月単位
足場賃料		m2	1				
諸雑費		式	1				
合 計		m2	1				
	橋種 A = 01 プレートガーダ・ボックスガーダ 足場区分 B = 01 パイプ吊足場			作業区分 C = 01 設置・撤去 主体足場を供用している月数(月) D = 2			

岩崎橋水管橋塗装塗替工事 数量集計表

塗装塗替

塗装色	部材名	塗装面積(m2)	備考
淡彩色	φ1100導水管	180.0	
	φ1100送水管	180.0	
	φ150放流管	19.0	
	歩廊ほか一式	114.0	
	淡彩色 合計	493.0	
総 合 計		493.0	

仮設工

名称	規格	面積(m2)	備考
主体足場	パイプ吊	121.0	
防護工	シート張(側面)	104.5	

現場説明書

令和7年5月15日以降適用（鳥取市水道局）

仕様書
①この契約において適用する仕様書は特に定めのない限り「鳥取市水道局水道工事標準仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書によること。また、この仕様書に定めのない事項は、「鳥取県土木工事共通仕様書」によること。
②鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-9工事の下請負の項中「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領第5条」とあるのは、「鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年11月15日制定）第4条」と読み替えるものとする。
③鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-35諸法令の遵守の項中「鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）」とあるのは「鳥取市暴力団排除条例（平成24年3月鳥取市条例第1号）」と読み替えるものとする。

工程
④（他工事等との調整）
_____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。
②（部分完成、着工保留）
河川区域内の作業については、令和7年10月20日まで着手（すること、しないこと）。
③（施工時間）
本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：30～17：00）を見込んでいる。
_____の施工時間は、_____：_____～_____：_____とする。
④（標準工期）
本工事における標準工期については以下の条件で算定している。また、余裕期間設定工事については実工期に余裕期間を加えたものを標準工期としている。

項目	適用
工期の設定方法	標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数
本工事に使用する雨休率	0.88（R1～R5 5年間平均値）
休日・悪天候以外の作業不能日	日（令和 年 月 日～令和 年 月 日）
標準工期（全体工期）	125日（余裕期間含む・含まない）

⑤（余裕期間設定工事）
本工事は、鳥取市水道局余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。
標準工期については、④のとおりとする。
⑥（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）
この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
⑦（週休2日工事）
本工事は、鳥取市水道局「週休2日工事」実施要領の対象工事である。

用地関係
①（用地、物件等未処理）
本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。
なお、_____頃_____の予定である。

支障物件
①（埋設物等の事前調査）
工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）について調査済み〕である。
事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。
その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。
②（支障物件）
_____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。
予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。
③（立木の置き場所）
工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。

公害対策
①（低騒音型・低振動型建設機械）
本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
該当工種：_____、施工機械：_____

② (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円 (税抜き)

アスファルト塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円 (税抜き)

建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円 (税抜き)

その他 (廃プラスチック) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 m³ 当り _____ 円 (税抜き)

その他 (スクラップ) _____ 市・町・村 _____ 地内の _____
 (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当り _____ 円 (税抜き)

(受入れ時間帯) 8時～17時 (平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。

エ 2次災害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。

③ (他工事等流用)

[Co塊・ _____] は、 _____ 市・町・村 _____ 地内 _____ 工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____ km) するものとする。

④ (最終処理等)

_____ については、 _____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円 (税抜き) を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑤ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____ 円 (税抜き) 見込んでいる。

⑥ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ への搬出 (片道運搬距離 _____ km) を想定し _____ 円 (税抜き) を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑦ (伐木工歩掛及び参考数量)

伐木工は伐木工歩掛 (令和元年10月15日付第201900175199号鳥取県県土整備部技術企画課長通知) による。また伐採工計算書に基づき参考数量として算出しているため、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑧ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、manifests で運搬量 (体積(空m ³)) が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材搬出量	manifests 又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑨ (manifests)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき manifests を作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の処理

現 場 説 明 書

建設副産物の使用	<p>① (建設発生土の使用)― _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： _____ に使用する。</p> <p>② (再生資材の使用)― ア Co雑割材は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 ウ 再生クラッシャーラン〔規格：RC- _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 カ その他再生資材〔資材名： _____〕〔規格： _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシャーランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該砕石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生砕石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生砕石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整砕石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。</p>
工事用道路	<p>① (農地の一時転用について)― 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に鳥取市農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、鳥取市農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。</p> <p>② (農地の賃貸借)― ア _____ の用途に使用するため、鳥取市 _____ 番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取市との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取市が有することとし、原状復旧の責は鳥取市が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。</p>
仮設備	<p>_____</p>
その他	<p>① (自社施工)― 本工事においては、 (※ _____ 工 (_____ 工を除く) のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別(レベル4)を記載する。</p> <p>② (工事名称) 工事標示板に記載する名称は、 <u>岩崎橋水管橋塗装塗替工事</u> とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。</p> <p>③ (監督体制) 本工事の監督体制は (一般→重点) 監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取市建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。</p> <p>④ (三者協議)― 本工事は、 _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)</p> <p>⑤ (技能士常駐)― 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。 ア 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 イ 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁 ウ 技能士種別： _____ 技能士、該当工種： _____ 工、特記事項根拠： _____ 頁</p>

⑥ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」(平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知)に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑦ (実施単価全面改定時の適用単価)

実施単価全面改定後に指名通知を行う工事は最新単価を適用することとしているが、本工事は旧単価において積算を行っているため、契約締結後には速やかに最新単価に基づく変更契約を行う。

⑧ (設計業務の委託者)

本工事は設計業務は _____ が行っている。

⑨ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン及び高所作業車以外の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り(_____)〕

イ ラフテレーンクレーン及び高所作業車について、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事は _____ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン(規格 _____ t吊)の採用単価は、(通常単価・長期割引単価)(建設物価 _____ 月号 _____ 頁)を採用し、本工事は _____ 工で使用を想定している高所作業車(規格 _____ t吊)の採用単価は、(通常単価・長期割引単価)(建設物価 _____ 月号 _____ 頁)を採用している。

⑩ (現場環境改善)

【災害復旧工事以外】(該当しない場合は削除)

本工事は、現場環境改善(率計上分)実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1実施内容ずつ(いずれか1項目のみ2実施内容)の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容(目的に資するものであること)について監督員の確認を受けること。

1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)

【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

その他

⑪ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑫ (現場管理費補正)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事と〔する・しない〕。
熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、
<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm> (治山工事、林道工事の場合は
<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm>) に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

~~⑬ (日本芝生産地への配慮)~~

日本芝の生産に配慮した植生工について (令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知) (<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>) に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。
ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・砕内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替の種子として〇〇を使用し、材料費として1m²当たり 〇〇円を見込んでいます。

~~⑭ (ICT活用工事[受注者希望型(LightICTを含む)])~~

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事である。ICTの活用を希望する場合は、最新の「ICT活用工事特記仕様書(受注者希望型)」によること。
仕様書の改定状況は <https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

そ ~~⑮ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)~~

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。
安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm> に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

他 ~~⑯ (掲示板の設置)~~

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)」と標記すること。標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について(令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 事務連絡)を参考にすること。

⑰ (下請関係の適正化)

下請関係の適正化については、<https://www.water.tottori.tottori.jp/1833.htm> を参照の上労働者の福祉向上に務めること。

~~⑱ (快適トイレの試行)~~

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事以外】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

そ
の
他

千代川水系における濁水防止対策

1 千代川水系における工事の実施にあたっては、「千代川水系における汚濁防止対策申し合わせ（R6.1以降適用千代川漁業対策協議会）」に基づき以下の事項を遵守し、汚濁等の防止に努めること。

また、「具体的で詳細な濁水対策」を施工計画書に明記するとともに、実際に作業を行う機械のオペレーターをはじめとする全ての現場作業員に対して、新規入場者教育や毎日の朝礼等の機会に「具体的で詳細な濁水対策の行い方」を指導するなど、積極的な濁水対策を徹底すること。

- ア 受注者は、汚濁防止（仮設足場等の設置を含む）に最善の注意を払い工事を行うこと。施工にあたっては、「ク 留意事項」を参照し、汚濁防止対策を徹底すること。
- イ 汚濁防止等の対策は、千代川漁業対策協議会で協議の上合意されたものであり、汚濁防止対策の変更及び工期延長の恐れが生じた場合は、できる限り早い時期に監督員に報告し、指示を受けること。
- ウ 汚濁防止施設等が設置された時点で、監督員の確認を受けること。また、撤去時においては残骸等がないようにすること。
- エ 汚濁を生じる恐れのある仮締切の設置・撤去、瀬替や川替など河床掘削時は、監督員の立会を求めること。必要に応じて千代川漁業協同組合と協議すること。
- オ 千代川漁業対策協議会において現地立会が必要と認められた箇所については、千代川漁業協同組合と発注者で現地確認を行い、問題が認められた場合には双方協議することとしているので、工事着手前には監督員に確認すること。
- カ 大型土のうを設置する場合の番号の色は（黒）とする。大型土のうは、設置及び撤去後の数量が分かるように管理すること。
- キ 千代川水系については、毎年2月下旬～3月中旬にはやまめ成魚、4月下旬～5月中旬には鮎苗の放流、7月上旬には、やまめ、いわなの稚魚の放流が予定されており、放流日（1日程度）の前後の期間（10日程度）は、汚濁等を流出させる工事は実施しないこと。やむを得ない事情により作業を行う場合は、汚濁防止対策について千代川漁業協同組合と連絡調整を行ったうえで細心の注意を払い作業を行うこと。
なお、稚魚放流等の詳細な日程については、監督員に確認すること。
- ク 留意事項

河床掘削関係	(1)河床掘削する際は、額縁（がくぶち）掘削とすること。ただし、川幅が狭い等、額縁掘削ができない場合は、沈砂池を設けるなどの濁水対策を講じたうえで全面掘削を行うこと。 (2)発生した玉石（概ね20cm以上）は、残土処分しないで現地又は同一河川に戻すこととし、河床（水のあるところ）に並べるか、護岸の根に寄せ石を行い、魚の生息・休憩場所の保全に努めること。
石積工関係	(1)石積工の石材を現地採取する場合は、その代替となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面に敷き並べること。
仮設道路関係	(1)河川内に築造する仮設道路の盛土材は真砂土でなく現地河床材を使用すること。 (2)川を横断するための仮設道路については、ヒューム管上に盛土するのが一般的であるが、濁りを減らすために、H鋼と鉄板を利用した簡易な架橋工法も検討してみること。 (3)仮設道路を新設する場合、道路法面や路面から流出する濁水について対策を講じること。
土のう関係	(1)河川内に仮設する土のう袋の中詰土は、真砂土でなく現地河床材を使用すること。 (2)河川内で土のうを使用する場合は、土のうに番号（黒色）を打ち、設置時及び土のう撤去時に数量管理（写真管理）を行い、全数撤去を確認すること。また、流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。 (3)土のうが流出した場合は、下流を探し全数回収するとともに、全数回収できたことを証明する資料を監督員に提出すること。
沈砂池関係	(1)原則、沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。 (2)沈砂池に堆積したドロは、定期的に除去すること。 (3)高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法を検討すること。 (4)沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基数（連数）とすること。効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。 (5)ノッチタンクについても、効果が不十分な場合は、容量を大きくする又は基数を増やす等、効果を見ながら対応すること。

現場説明書

9

千代川水系における濁水防止対策

2 本工事は、河床の改変を伴う工事であり、以下のとおり千代川漁協による完成前確認を行うこととしているので、検査希望日を1週間前までに監督員へ連絡すること。

1) 確認時期

- ・ 工事完了前の河床整理が概ね完了した時点。ただし、完成確認時の指摘等に対応できるようバックホウ等が現地にある時期とすること。

2) 確認事項

<河床状況>

- ・ 玉石をみお筋に並べたり、水中の護岸基礎部の保護を兼ねた寄せ石を行う等、魚類への配慮がなされているか。

- ・ 平滑な河床にせず、みお筋を復元する等、着手前の河床が復元されているか。

<仮設材（大型土のう等）等の撤去>

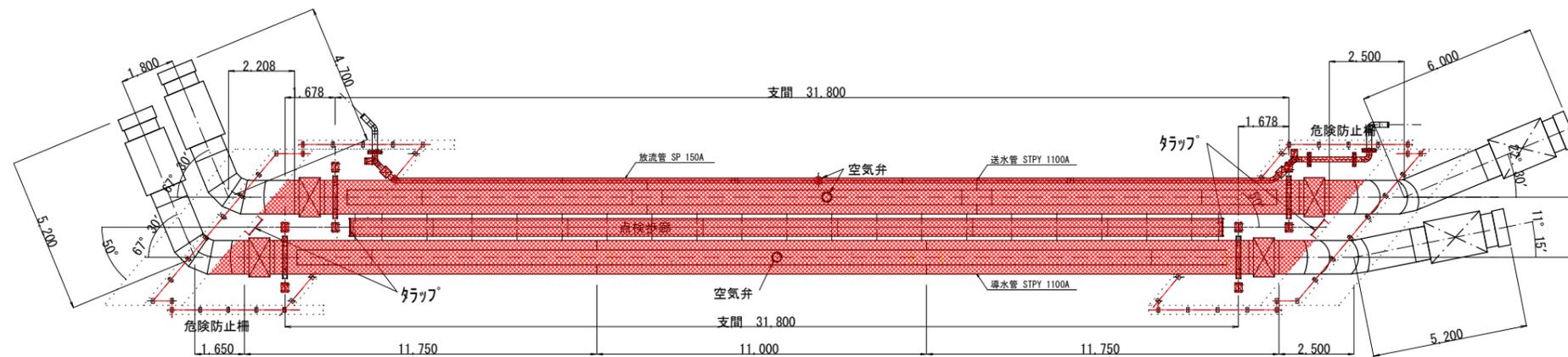
- ・ 仮設材（大型土のう等）が全て撤去されているか。
- ・ 設置時及び撤去時数量の管理資料（黒色番号入り空袋写真等）

<工事資材や発生したゴミ等の撤去>

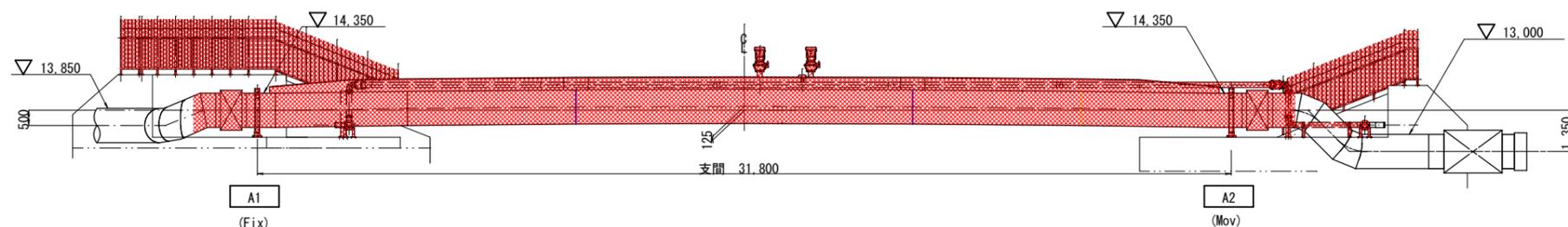
- ・ 工事資材やゴミ等が河川内に残されていないか。

※ 明示する項目を____部分に記入または追記し、不要部分は一で削除して使用すること。

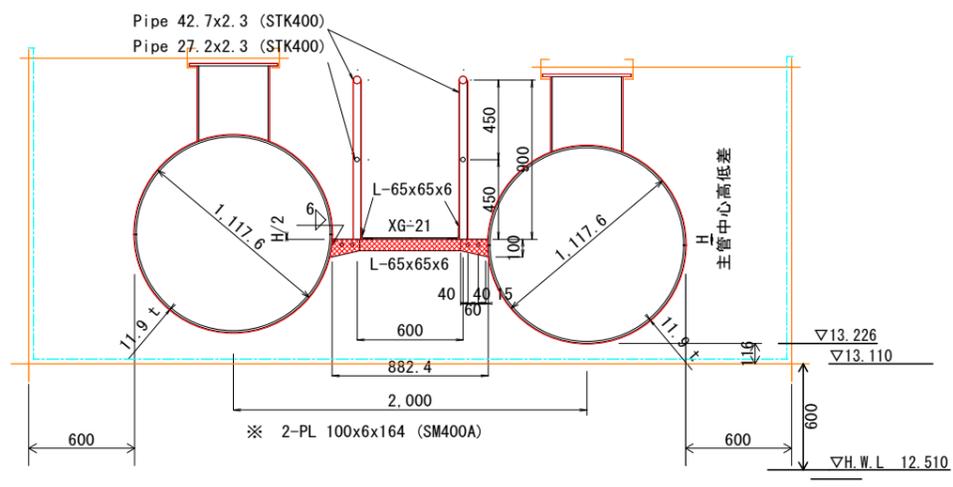
平面図
S=1:100



側面図
S=1:100



断面図 (参考)
S=1:20



- : 吊り足場
- - - : 飛散防止ネット(シート)
- - - : 塗装塗替ヶ所

足場設置高はH.W.L+600mmを確保すること。

■ 塗装塗替ヶ所

塗装対象

名称	岩崎橋水管橋	
塗装対象	導水管 1100A×35.9m	A=180m ²
	送水管 1100A×35.9m	A=180m ²
	放流管 150A×37.1m	A=19m ²
	歩廊ほか 一式	A=114m ²

起工設計図

工事名	岩崎橋水管橋塗装塗替工事		
位置	鳥取市 上味野 地内		
図名	平面図・側面図・断面図		
縮尺	図示	図面Size	A1
単位	m、mm	図号	2 / 2
施工年度	令和 7 年度		
鳥取市水道局			

※塗装記録表を貼付すること。